

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和5年度 |
| 計画主体 | 石川町 |

石川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県石川町農政課
所在地 福島県石川郡石川町字長久保185-4
電話番号 0247-26-9128
FAX番号 0247-26-0360
メールアドレス norin@town.ishikawa.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス、カルガモ、カワウ、ハクビシン、コサギ、ダイサギ、アオサギ、ゴイサギ、アライグマ、タヌキ、アナグマ |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| 対象地域 | 福島県石川町全域 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------------|-------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 224千円 22a |
| | イモ類(馬鈴薯)等 | 270千円 19a |
| | カボチャ | 46千円 4a |
| | 計 | 540千円 45a |
| カラス | 果樹(リンゴ) | 120千円 3a |
| カルガモ | 水稲 | 20千円 2a |
| カワウ | ウグイ、フナ、コイ等 | 12,036千円 21,062kg |
| ハクビシン | 果樹(リンゴ、ナシ)等 | 40千円 1a |
| | トウモロコシ等 | 23千円 3a |
| | 計 | 63千円 4a |
| コサギ | 水稲 | 0千円 0a |
| ダイサギ | 水稲 | 0千円 0a |
| アオサギ | 水稲 | 0千円 0a |
| ゴイサギ | 水稲 | 0千円 0a |
| アライグマ | スイカ | 0千円 0a |
| | トウモロコシ | 0千円 0a |
| | 計 | 0千円 0a |
| タヌキ | トウモロコシ | 0千円 0a |
| アナグマ | トウモロコシ | 0千円 0a |
| | 計 | 6,748千円 54a |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

※カワウ被害額については、「カワウ対策中通り・浜通り地域協議会」資料を利用し算出

(2) 被害の傾向

ア イノシシ

イノシシによる被害は、1年を通じて町内一円で発生し、水稻、馬鈴薯等のイモ類、並びに家畜飼料やホールクroppサイレージに損傷を与えるなど、被害が大きくなっている。

また、水田の畦畔を掘り起こすなど、農地を荒らす被害も増加している。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により、イノシシの捕獲圧が低下し、個体数が大幅に増加していることから、より一層の被害拡大が懸念される。

イ カラス

カラスによる被害は、町内一円で発生し、特に果樹（リンゴ等）の収穫時の被害が中心となっている。

また、牛舎等において家畜飼料の食い荒らしなどの被害も発生しているが、捕獲による効果が見られ、被害が若干減少している。

ウ カルガモ

カルガモの被害は、町内一円で発生し、田植え期（5月上旬）から5月下旬にかけて水稻の食害や倒伏等の被害が発生しており、昨年度より被害量が増加した。

エ カワウ

カワウによる被害は、千五沢ダムに営巣していることにより、糞による木枯れ被害が発生している。

また、千五沢ダムのほか、町内のため池等において魚類の食害被害が例年継続的に発生している。

オ ハクビシン

ハクビシンによる被害は、町内一円で発生し、トウモロコシの食害等の被害が発生しており、昨年度より被害量が増加した。

また、住居に侵入して住みつくなど、農業被害だけでなく生活環境被害も発生している。

カ コサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

キ ダイサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

ク アオサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

ケ ゴイサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

コ アライグマ

アライグマによる被害は、町内一円で発生し、スイカやトウモロコシの食害等の被害が発生している。

また、住居に侵入して住みつくなど、農業被害だけでなく生活環境被害も発生している。

サ タヌキ

タヌキによる被害は、町内一円で発生し、トウモロコシの食害等の被害が発生している。

シ アナグマ

アナグマによる被害は、町内一円で発生し、トウモロコシの食害等の被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

| 指 標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|---------|------------|------------|
| 農作物被害額 | 540 千円 | 459 千円 |
| 農作物被害面積 | 45 a | 38 a |

カラス

| 指 標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|---------|------------|------------|
| 農作物被害額 | 120 千円 | 102 千円 |
| 農作物被害面積 | 3 a | 2 a |

カルガモ

| 指 標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|---------|------------|------------|
| 農作物被害額 | 20 千円 | 17 千円 |
| 農作物被害面積 | 2 a | 1 a |

カワウ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|--------|-------------|-------------|
| 水産物被害額 | 6,005 千円 | 5,104 千円 |
| 水産物被害量 | 21,062 kg | 17,903 kg |

ハクビシン

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 63 千円 | 53 千円 |
| 農作物被害面積 | 4 a | 3 a |

コサギ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

ダイサギ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

アオサギ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

ゴイサギ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

アライグマ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

タヌキ

| 指 標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和8年度) |
|---------|-------------|-------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

アナグマ

| 指 標 | 現状値（令和4年度） | 目標値（令和8年度） |
|---------|------------|------------|
| 農作物被害額 | 0 千円 | 0 千円 |
| 農作物被害面積 | 0 a | 0 a |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・石川町鳥獣被害対策実施隊により町内3地区に分かれて捕獲活動が行われてきた。捕獲に関しては、鳥獣被害対策実施隊と連携し、情報交換・協議等を行い、捕獲を実施した。 ・捕獲手段としては、銃器、箱わな、くくりわなを用いて行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務になっている。 ・被害量及び被害面積の増加に伴い捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。 ・農作物被害が増加している鳥獣については、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響による個体数の増加、わなや追い払い活動への慣れが生じていることによるものと考えられる。捕獲個体数は増加しているが、より効果的な鳥獣被害対策及び農業者の自衛意識を高めることが必要である。 ・鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、近隣市町村との被害の情報を共有し、境界付近での一斉捕獲活動を検討しなければならない。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・農家個人による柵などの設置による取り組みが行われてきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置については一定の効果が見られるものの、後継者不足により、侵入防止柵設置の更なる普及が課題となっている。 ・特にイノシシによる被害が毎年確認されている場所においては、効果的な侵入防止柵の設置を検 |

| | | |
|--------------|---------------------|---|
| 生息環境管理その他の取組 | 町、個人による森林整備が行われてきた。 | <p>討しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や山林における緩衝帯整備が停滞しているため、農地や集落さらには市街地への出没が見受けられる。 ・農地に放置された収穫残渣などの適正管理の必要性。 |
|--------------|---------------------|---|

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで、石川町の鳥獣被害対策は、地元からの被害報告を受け、許可手続きを経て石川町鳥獣被害対策実施隊が出動する体制をとってきた。捕獲に関しては石川町鳥獣被害対策実施隊が中心となり、捕獲中心の被害対策を行ってきたが、実施隊員の高齢化及び減少が進んでおり、隊員の確保が難しい状況にあり、捕獲体制の強化が必要となっている。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故後、発電所周辺の地域では狩猟機会の減少に伴い、イノシシなど有害鳥獣の個体数が大幅に増加している。その結果、県内各地に流出し生息域を拡大したことにより、石川町においても個体数が増加した。このため、農業被害及び石川町鳥獣被害対策実施隊の負担が増加している。

今後はこれらの対策として、以下のことに取り組む。

- ・箱わなやくくりわな等捕獲機材を導入し、捕獲に関する研修会を実施し捕獲技術の向上を目指す。
- ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。
- ・石川町鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動による負担が年々増加していることから、捕獲活動時に必要な資材の提供を実施するとともに、高齢化や狩猟免許取得者が減少していることを受け、狩猟免許の取得に関する支援等を行い、担い手の育成を図る。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐために、電気柵等の設置をより普及させ、農家自らが農作物を守る意識を醸成し、鳥獣被害防止対策を推進する。

また、猟友会員や外部講師の指導のもと、地域住民が主体となって集落の被害防止対策を講じられるよう啓発を図る。

・イノシシについては、有害捕獲、狩猟等により実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部石川分会から推薦された者を石川町長が隊員に任命し、石川町鳥獣被害対策実施隊を編成している。

捕獲については、石川町と石川町鳥獣被害対策実施隊の相互が連携し、捕獲活動を進める。鳥獣被害対策実施隊員により、有害鳥獣の捕獲のほか、農作物被害に遭った農業者に対して、有害鳥獣被害防止のための助言等を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|--|--|
| 令和6 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、調査結果をもとに住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行いつつ、捕獲講習等の参加促進・支援を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。 |
| 令和7 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、調査結果をもとに住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行いつつ、捕獲講習等の参加促進・支援を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。 |
| 令和8 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、調査結果をもとに住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行いつつ、捕獲講習等の参加促進・支援を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|--|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画及び福島県アライグマ防除計画（第2記）に基づく基準により捕獲を行う。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|---|---|---|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を20頭とする。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を20頭とする。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を20頭とする。 |
| カラス | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| カルガモ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| カワウ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 |
| ハクビシン | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| コサギ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| ダイサギ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| アオサギ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |

| | | | |
|-------|---|---|---|
| ゴイサギ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| アライグマ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除計画（第2記）に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除計画（第2記）に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県アライグマ防除計画（第2記）に基づく基準による。 |
| タヌキ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |
| アナグマ | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 | 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| | |
|---|--|
| 捕獲等の取組内容 | |
| <p>石川町鳥獣被害対策実施隊と情報交換し、捕獲時期及び捕獲場所等を協議する。</p> <p>また、捕獲手段としては、銃器及びわななどの捕獲機材で行う。</p> <p>ア 捕獲手段</p> <p>ア) イノシシ…箱わな、檻わな、くくりわな及び銃器による。</p> <p>イ) カラス…銃器による。</p> <p>ウ) カルガモ…銃器による。</p> <p>エ) カワウ…銃器による。</p> <p>オ) ハクビシン…箱わなによる。</p> <p>カ) コサギ…銃器による。</p> <p>キ) ダイサギ…銃器による。</p> <p>ク) アオサギ…銃器による。</p> <p>ケ) ゴイサギ…銃器による。</p> <p>コ) アライグマ…箱わなによる。</p> <p>サ) タヌキ…箱わなによる。</p> <p>シ) アナグマ…箱わなによる。</p> <p>イ 捕獲時期 年間を通して農作物被害が発生しているが、被害が多発する4～11月にかけて重点的に実施する。</p> <p>ウ 捕獲場所 被害が大きい地区について重点的に行う。</p> | |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|---|
| イノシシの捕獲については、箱わなやくくりわなにより捕獲を行っているが、捕獲の実績は十分でない。このようなことから、銃による捕獲を取り組んで行く。ただし、イノシシは非常に警戒心が強いことから、使用する銃は、射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し、遠距離からの捕獲を実施する。なお、ライフル銃の使用による捕獲は通年を予定し、周囲の安全確認を十分に行いつつ、近隣に人家等が存在していない場合において使用する。 |

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|--------|------|
| 石川町内全域 | カワウ |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|------------|------------|------------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| イノシシ | 電気柵 1,000m | 電気柵 1,000m | 電気柵 1,000m |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|--|--|
| 令和6 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 ・電気柵等の購入補助を行い、設置者に対し、効果の有無を調査するとともに周辺の被害状況についても調査する。 ・電気柵の設置者に対し、適切な管理をしているか現地確認を行い、不適切な部分を指導する。 |
| 令和7 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 ・電気柵等の購入補助を行い、設置者に対し、効果の有無を調査するとともに周辺の被害状況についても調査する。 ・電気柵の設置者に対し、適切な管理をしているか現地確認を行い、不適切な部分を指導する。 |
| 令和8 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 ・電気柵等の購入補助を行い、設置者に対し、効果の有無を調査するとともに周辺の被害状況についても調査する。 ・電気柵の設置者に対し、適切な管理をしているか現地確認を行い、不適切な部分を指導する。 |

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|--|--|
| 令和6 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none">・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 |
| 令和7 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none">・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 |
| 令和8 | イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ アライグマ タヌキ アナグマ | <ul style="list-style-type: none">・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する

知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

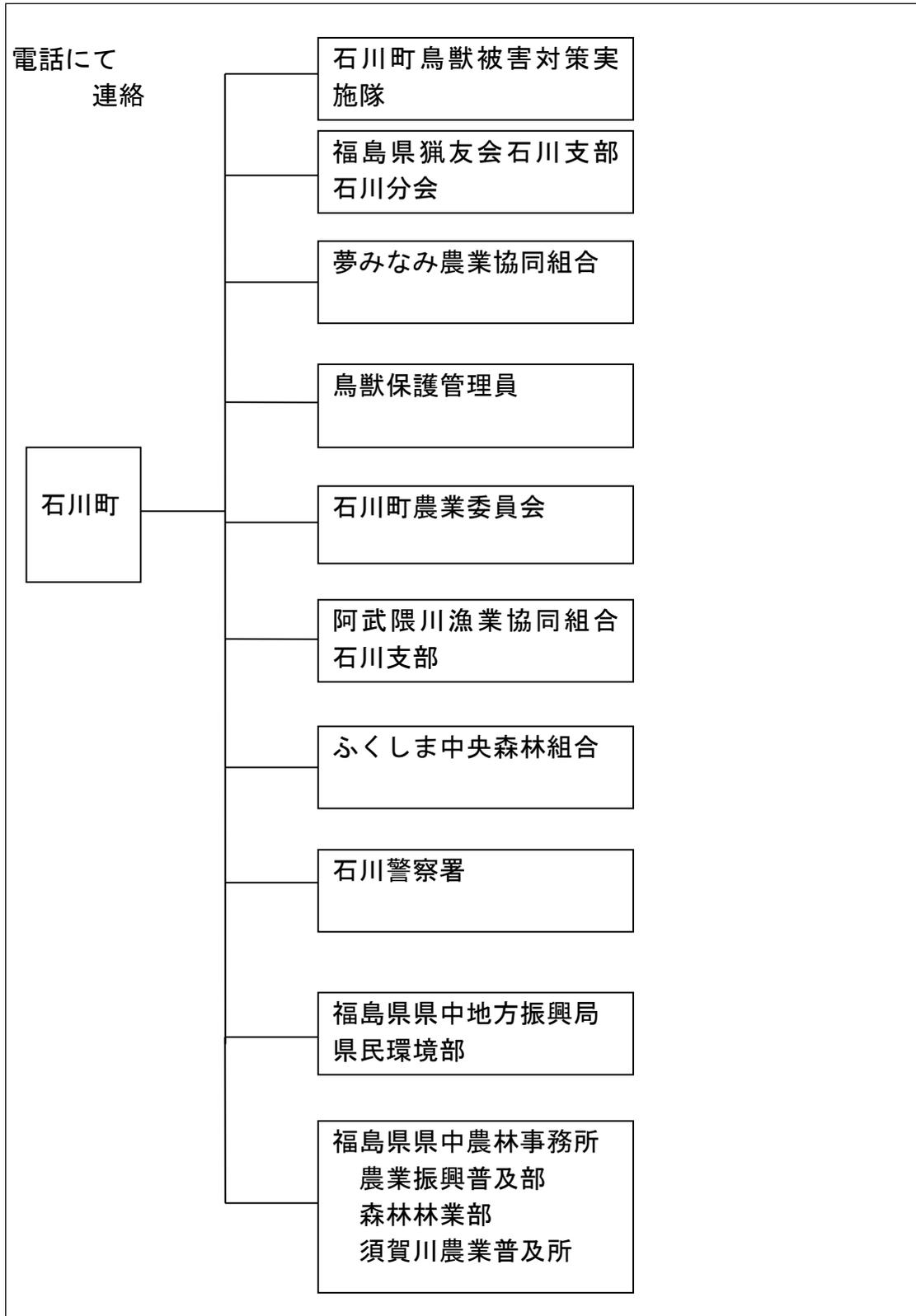
| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--|-------------------------------------|
| 石川町 | 事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。 |
| 石川町農業委員会 | 鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。 |
| 石川町鳥獣被害対策実施隊 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。 |
| 福島県猟友会石川支部石川分会 | 有害鳥獣関連情報の提供を行う。 |
| 夢みなみ農業協同組合 | 有害鳥獣関連情報の提供及び対象地域の巡回、被害防止に関する指導を行う。 |
| 福島県鳥獣保護管理員 | 鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。 |
| ふくしま中央森林組合 | 鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。 |
| 石川警察署 | 有害鳥獣関連の情報提供と助言及び指導、住民への被害防止対策を行う。 |
| 阿武隈川漁業協同組合石川支部 | 被害対策の情報提供・指導を行う。 |
| 福島県県中地方振興局 県民環境部 | 有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。 |
| 福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 須賀川農業普及所 | 有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。 |

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により

記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設等で焼却及び埋設等により適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|---|
| 食品 | イノシシ等について、当地方全域に、国から出荷制限指示が出されていることを踏まえると、食品としての利用は困難と思われる。 なお、その他の鳥獣についても、現況を踏まえると食品としての利用は困難と思われる。 |
| ペットフード | イノシシ等について、当地方全域に、国から出荷制限指示が出されていることを踏まえると、利用は困難と思われる。 |
| 皮革 | イノシシ等について、当地方全域に、国から出荷制限指示が出されていることを踏まえると、利用は困難と思われる。 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | イノシシ等について、当地方全域に、国から出荷制限指示が出されていることを踏まえると、利用は困難と思われる。 |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 石川町有害鳥獣被害対策協議会 |
|----------------|--|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 石川町 | 事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。 |
| 石川町農業委員会 | 農地の耕作状況に係る情報の提供を行う。 耕作放棄地解消に関する指導を行う。 |
| 石川町鳥獣被害対策実施隊 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施等を行う。 |
| 福島県猟友会石川支部石川分会 | 有害鳥獣関連情報の提供を行う。 |
| 夢みなみ農業協同組合 | 有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導等を行う。 |
| 福島県鳥獣保護管理員 | 鳥獣の出没等に関する情報の収集及び鳥獣の保護に関する指導を行う。 |
| ふくしま中央森林組合 | 被害地域の住民代表として情報提供及び地域住民の協力体制の構築等を行う。 |
| 阿武隈川漁業協同組合石川支部 | カワウの被害情報の収集及び被害対策の情報提供・指導を行う。 |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--|-------------------------------|
| 福島県県中地方振興局 県民環境部 | 有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。 |
| 福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 須賀川農業普及所 | 有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が

あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日より、石川町長が委嘱する石川町鳥獣被害対策実施隊を設立。40名以内の隊員によって業務を行う。有害鳥獣被害防止のために、有害鳥獣の捕獲や追い払い活動、捕獲技術向上のための講習会等への参加を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

基本的には町協議会において町内の被害防止対策を実施するが、町村境等の町村を跨いで被害がある場合は石川地方広域協議会で対策を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。